

淀川水系流域委員会 第18回猪名川部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

池淵委員 松本委員

日 時：平成 15 年 7 月 1 日 (木) 17 : 00 ~ 20 : 20

場 所：天満研修センター 2 階 205 ホール

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは、時間になりましたので、開始させて頂きたいと思います。これより、淀川水系流域委員会第18回猪名川部会を開催いたします。

司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。どうぞよろしくお願ひいたします。

審議に入る前に幾つか確認とお願ひをさせていただきます。本日は、他部会から参加されている委員としまして今本委員がいらっしゃいます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。発言にあたってのお願ひ、黄色い用紙で配っております。議事次第。資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」。資料2-1「今後の猪名川部会における検討について」。資料2-2「河川管理者への確認事項」。資料2-2補足、松本委員からのご意見。こちら資料2-2の補足につきましては、資料2-2の参考として添付している委員意見に含まれるものですが、本日、委員の方から頂きましたので補足として配付しております。

資料3「7月～9月の委員会、部会、運営会議の日程について」。参考資料1「委員および一般からのご意見」。参考資料2「ダムに関する説明（第20、21回委員会）についての委員からの意見。参考資料3「河川管理者への確認事項に関連するこれまでの説明資料等」。こちらの資料2-2の2ページ、3ページに書いております、部会から河川管理者への確認事項に関連するこれまでに出示された説明資料をまとめたものです。

また、一般の方には説明資料（第2稿）右側に第22回委員会資料3-1というラベルが添付されております資料をお配りしておりますが、この資料につきまして、もう既にお持ちで必要ないという方は、お帰りの際に受付に置いておいて頂きますようお願いいたします。また、委員の方々には、委員会でお渡ししたこの資料をお持ち頂くようお願いしておりますが、もしお持ち頂いてない場合は、お近くの庶務まで声をかけて下さい。

本日、参考資料3はカラー資料となっております。一般傍聴の方々には白黒で配付しておりますので、カラー資料をご覧になりたい方は、受付の閲覧用資料をご覧下さい。

委員席及び河川管理者席の方々には、審議の参考として頂くため机上資料を置いております。1人1冊としまして、具体的な整備内容シート、水色のファイルに入ったものを置いております。こちらが説明資料（第1稿）に関するシートとなっております。

また、1テーブルに1冊としまして提言冊子、あと住民参加に関する提言、河川管理者説明資料関連ファイル、説明資料及び具体的な整備内容シートについての委員からのご意見。あと、過去の猪名川部会で行われた現状説明資料を置いております。また、過去の議事録のとじたものを委員の席の両側に置いております。

次に、6月20日の委員会以降、今回の部会までに、一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告をいたします。参考資料1「委員および一般からのご意見」をご覧下さい。参考資料1の中では、6月20日の委員会以降は2件の意見が寄せられております。一般の方からの意見として、環境・利用部会に対するご意見、丹生ダムの環境改善容量についての意見が寄せられております。審議の参考にご覧下さい。

また、参考資料2には、7名の委員からのダムに関する説明についての意見を掲載して

おります。こちらは6月20日の委員会で同じものを配っております。そちらと変わってはおりません。

本日、一般傍聴の方々にも発言の時間を設けさせて頂く予定です。なお、委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。発言の際には、「発言にあたってのお願い」をご一読頂ければと思います。

なお、委員の方、河川管理者の方々におかれましても、会議終了後、議事録を作成いたしますので、恐れ入りますが、発言の際にはマイクを通して、お名前をちょうだいした上でご発言下さいませようをお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの場合は審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

本日は20時に終了させて頂きたいと存じます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思っております。米山部会長、よろしくお願いいたします。

米山部会長

猪名川部会、地域別部会としては久しぶりの開催ということになります。テーマ別部会が幾つか走っておりますので、そちらの方を優先して、その結果を見た上で地域別部会を開催しようという議論があったのですが、結果として、まだそれぞれのテーマ別部会も走っておりますし、その間に割り込むような形で地域別部会として猪名川部会を今日は始めるということになります。

説明資料の第2稿が出ましたので、第3稿、いわば最終稿に向けて収れんする方向で議論を頂きたいと思っております。どうぞよろしく審議のほどをお願いいたします。

只今から審議を行いたいと思っておりますが、まず委員会、他部会の状況を庶務からご報告を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料1の説明]

米山部会長

ありがとうございました。他部会の状況について、もし委員の方で何かご発言がありましたらどうぞ。よろしいですか。

特にないようでしたら、これから、今日のメインの話になりますけれども、説明資料の第2稿の議論に入りたいと思っております。

本日の部会では、説明資料第2稿について理解を深めるために、河川管理者の皆さまにも出席して頂いておりますので、それを検討して、まず資料2-2を中心にした形で、前回の6月18日の検討会の内容と、それに対して、本日河川管理者に回答をお願いする確認事項ということの説明をお願いしたいと思います。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略:資料2-1、2-2の説明]

米山部会長

田中委員、もし何かつけ加えることがあればお願いします。よろしいですか。

そうしたら、資料2-2の2ページ、3ページについて河川管理者の方からご説明をどうぞお願いします。

田中哲夫委員

説明資料の第2稿が出てから、その根拠となるいろいろな資料、或いは河川管理者にこういうことを確認したいということを猪名川部会の委員の方から出して頂きました。個々に質問を出していても議論は混乱するばかりということで、各委員のご意見をまとめました。

猪名川は人口が込み合っているということは非常に特殊なのですけれども、他の河川と問題点は一緒だと思います。それは、壊滅的な災害を避けるため、破堤を避ける、堤防を強化するというのが合意されていると思います。これ以上、堤防は高くしないということが合意されていると思います。これに対して、上流部と下流との間に狭窄部が、猪名川に関しては銀橋、それから亀岡盆地と保津川に関しては保津峡、木津川に関しては岩倉峡があります。或いは、琵琶湖に関しましても、瀬田川の洗堰のところに狭窄部があって、その上流に琵琶湖という遊水池があるわけですね。それをどうするかという話だと思います。

何によってこれを決めればよいのかということをお考えすると、どれくらいの降雨量に対して、水があふれないようにするのかをお考えるということになると思います。その時に条件がついています。下流部の負担を大きくしないということが、まず、あり、そのために狭窄部をどうするのかという問題が出てきます。狭窄部の上部の洪水、頻繁に洪水に襲われているわけですが、その洪水を防ぐために、これは全ての狭窄部について共通してダムをつくるということが有効ですという説明がされています。

狭窄部の治水対策と、それから余野川ダムの話が中心なのですが、その辺の議論を進めていくにあたっての前提として、説明資料の「はじめに」の中に、「実施」「検討」「精査」、或いは「実施段階」とか、いろいろな言葉が使われているのですが、実施段階になった後に、流域委員会に諮って、最後に決断するのは河川管理者である近畿地方整備局であるという図式が出ています。その言葉の使い方をきちっとしてくれというのが、主に本多委員から出てきた意見です。これは前回の委員会の中でも出ていたと思いますので、精査とか見直しとかいった言葉について、河川管理者の方から、これはこういう意味だということを明らかにして齟齬がないようにしたいということで、河川管理者にお願いしたいのです。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

実施、検討、見直しといった言葉の問題ですけど、全体を通して、ちょっと繰り返し

になるかと思えますけれど、前提条件として確認させて頂きたいのは、河川整備計画において「実施」と書かれているものは実施するということです。「検討」と書いているものは検討する、「見直し」と書いているものは見直すということです。「実施」と書いていないもの、これは実施しないということです。途中で出てくる精査確認というワードは、検討、見直しを行うための過程にある状況であろうかと思えます。

実施段階云々というのは、検討の結果、河川整備計画に位置付けて実施する必要があると河川管理者が考えた場合において、流域委員会及び関係住民、関係地方自治体の意見を聞いた上で河川整備計画に位置付けをするという段取りになるわけですが、その検討の結果、河川整備計画に位置付けて実施する必要があると考えて意見を聞く段階ということになるかと思えます。

田中哲夫委員

本多委員は途中で来られたのですが、「実施」とは何なのか、「精査」とは何なのか、「検討」「見直し」とは何なのかということについて、河川管理者側の言葉の使い方の定義を聞いているわけです。

今のお話を伺いますと、実施となるまではいろいろな段階があるけども、検討だと考えてよろしいのでしょうか。精査も見直しも、レベルの差とか、どこからひっくり返すかとかいうレベルの差はあると思えますけれども、検討中だと考えてよろしいのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）
結構です。

田中哲夫委員

いろいろな言葉の使い方があったのですが、実施という言葉以外、見直し、検討というのは、全部検討中のレベルの違い、段階の違いだと考えている、と考えてよろしいのですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）
はい。

田中哲夫委員

全部こちらへ振られてきているのですが、そういうことで委員の皆さま、或いは、ひょっとしたら河川管理者の中でも意見が異なっているかもしれませんが、少なくとも猪名川部会の委員の皆さまはそれでよろしいでしょうか。言葉の使い方、定義です。

よろしいですか。それでは、次の狭窄部の治水対策に移ります。それに続いて、余野川ダムの見直し案なのですが、その他、利水、それから下流部分の事業についてありますけれども、1つ区切りまして、「狭窄部（銀橋）の治水対策について」と、大きな1つの

項目に関して、猪名川部会の委員の皆さまから出てきた意見を3つほどにまとめました。この点に関して河川管理者の意見を聞きたいと思います。

資料2-2の2ページに書いてありますけれども、「狭窄部の治水対策について」、目標が既往最大規模の降雨に対する浸水被害の解消ということになっております。この既往最大規模の降雨というのは昭和35年です。その次に資料2-2に書いてあります確認事項は、昭和35年の降雨は4000年に1度の確率であるが、この確率の仕方はいろいろ議論があるかと思いますが、4000年に一遍に降るような降雨レベルを対象にして洪水対策を立ててよいものか、それは過大評価ではないかということです。

例えば、淀川ではせいぜい200年に一遍くらいのレベルに対して対応しようとなっております。4000年に一遍というのは過大評価ではないかというご意見です。これは畚野委員その他何名から出ています。

それから次の確認事項は、昭和35年の降雨は2山型ピークなのですが、洪水の集中豪雨のピークを2つ持っているのです。非常にまれなパターンであるということです。そのまれなパターンを治水の目標に据えるということが妥当なのかということです。これは池淵部会長代理から主に出てきた意見です。

それから、洪水被害のシミュレーションが出ていたわけですが、昭和28年の降雨に対して1.5倍だと浸水が起こるということです。或いは、1.8倍くらいのシミュレーションも出てきたと思いますけれども、これは、対策の目標を既往最大規模の降雨にしている一方で、1.5倍の洪水の恐ろしさを図示して、やり過ぎというか、過大というか、非常に高い目標に関して無理して対応し過ぎているのではないかという考えです。

やはり、どの辺をめどにしてダムや堤防といったハードで守るのか、そのレベルをやはりある程度決めておかないと天井のない話になって、天井のない話になったら、当然全部ダムをつくってという話になります。その辺、どう考えておられるのかということをお聞きしたいのです。

質問を出された委員は、私の今の説明のうち、ピントが外れている部分があれば言って頂きたいと思います。ちょっと外れているけど、まあよいというならば、河川管理者の方からお答え頂きたいと思います。

あと、狭窄部に関しては、治水レベルの目標と、それから狭窄部に関して、浸水対策に関して、多田地区に関してダムはこれくらい効果があるのだというシミュレーションの結果は出てきたと思いますけれども、その他の、水田貯留、水田のあぜを上げてやったらどれくらいのボリュームになって、実はダムの容量はこれだけ減らしてもよい、或いはダムは要らないという、そういう細かな対策、或いは各家庭への雨水マス設置、雨水を貯めて洪水のピークをカットするというのはどれくらいの効果があるのかというのを検討されたかどうかです。

資料2-2には書いてないのですが、私どもがちょっと考えますと、いよいよ浸水するところには土地利用の制限を加える、或いは浸水頻発地域には補償で対応するというのも考えられると思います。一番危ないところは買い上げて移転、或いは補償ということもやはり考えて頂きたいという気がいたします。ピロティ構造にするとか、そういうソフ

トのところをダム以外にどれくらい考えて頂いたのかということが、第2稿でも明らかになっていないということです。

それから、狭窄部の開削についてどれくらいの効果が得られるのかということです。ひょっとして、銀橋の狭窄部を開削したらダムは要らないのではないかと、そういうことも考えられるということです。銀橋の狭窄部の上の多田地区の浸水を解消するにあたってのいろいろな検討の中で、少しきめ細かいところが欠けているのではないかとというのが委員の皆さまの一致した意見だと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

それでは、河川管理者の方からご説明します。

一番初めに狭窄部の話がありました。狭窄部上流の浸水被害軽減の目標を既往最大としています。これはご説明した通りですが、浸水被害に対しては下流の破堤の危険性を増大させるような狭窄部の開削は当面できないとご説明させて頂きました。そういうことから、既往最大規模の洪水、これは昭和35年8月の洪水となりますが、これに対する浸水被害の解消を目標として検討したとご説明しております。

代表的な4つの洪水の、昔あった出水の被害の時の状況ではなくて、現在の河道の状況、土地利用状況で氾濫シミュレーションを行った結果、昭和35年8月の洪水における被害額も最大になったと、ご説明をしたと思います。

パワーポイントで説明しますと、これがその時の分です。代表4洪水で、既往最大というのは昭和35年とご説明しましたが、被害額も昭和35年8月の洪水が630億円で非常に大きいので、これを目標にしたいということでご説明をしたところです。ですから、既往最大の選び方というのは、69年間の統計処理された記録がありますが、その最大の雨量ということで選んだとご理解頂いたら結構です。

それから、もう1つ、2山洪水の話が出ていますが、上流に集中した降雨で、昭和35年は2山洪水の波形になっております。これは猪名川流域で現実に降ったということです。今後もこういうような降雨の可能性があるので、そのまま昭和35年を使わせて頂いたとご理解頂いたらよいと思います。非常に珍しいという言い方でご質問頂いていますが、昭和28年の降雨も小さな小さな2山になっています。昭和35年ほど極端ではないのですが、2山洪水というのはあり得るとご理解頂けたらということです。

それから、次に雨倍率、下流部についてですが、下流については昭和28年の1.2倍の浸水や、1.5倍以上の浸水が起こるなど、想定する降雨によって被害が異なるということで、こういう質問を頂いております。

繰り返しますが、狭窄部上流につきましては、4洪水の中で既往最大に対して被害の軽減を目標にしたということをご説明した通りですが、ただ下流の堤防につきましては、現在整備されている堤防は非常に脆弱であるということは繰り返し申し上げてきたところです。皆さまの思っておられるほど強度を有しているのではないということがあります。こういうことが、まず基本認識としてあります。それで、堤防が破堤するというのは、当然、浸透とか越流とかということがありますが、壊滅的な被害となり得る可能性が非常に高いと

ということで、そういうことから、これを回避することが最重要と考えているということは、これも繰り返し申し上げてきたところです。それで下流において、今申し上げましたように、被害の回避が究極の目的ということになるわけですが、現状の堤防よりも安心できるような施策を最優先で実施したいということになります。そして破堤による被害を回避する、これが究極の目的ということですから、従来考えてきたような、一定の目標のところまで流量を流すとか、そういうことではなくて、従来型の観念を完全に持ち込んでいないということになります。ですから、一定の水位を決めてそこに押し込むという概念はなくて、いかなる洪水にもこういう対応ができるようにという形になろうかと思えます。

狭窄部下流側はこういうような考え方でやっておりますので、上流については先ほどから言うように最大規模の雨量を用いたということで、それに対応して下流は、どの雨でもよいのでしょけれども、お示しをしたのは昭和28年9月の洪水を引き伸ばしてご説明をしたということです。

それから、狭窄部上流の浸水対策で、水田の貯留についての話があります。後で図面も出して頂きますが、猪名川本川より一庫ダム上流の河川には、度々浸水している田んぼがあります。その地区は田んぼによって貯留効果を期待することができないということになります。なおかつ、上流は急峻な地形が多いために、数多くの水田がその山のところに点在しているというのがわかっております。それで、浸水実績がなくて水田としてまとまっている場所、これが猪名川の左岸の槻並川というところや大谷川の水田を選定したということです。しかしながら、実施は非常に難しいと考えて、シミュレーションをやっていません。

改めて申し上げますと、これが一庫ダムで、これが多田盆地になります。一庫大路次川があって猪名川がありますが、今申し上げましたのは、田んぼというのは川沿いにたくさんあります。それが、山の中に点在をしているということになります。

それで1つは、どこの田んぼを利用するかということになりますと、川に近い場所につきましても、出水があればすぐ浸水をしてしまうということになりますので、貯めるといことができません。それで浸水をしない場所で、また多田地区から一番近い場所として選んだのが、この槻並川、大谷川の部分しかなかったものですから、ここの部分でご説明したということです。これから理由を申し上げますけれども、シミュレーション等は一切やっております。

どうということかと申し上げますと、地役権の補償、これが非常に長期化することが予想されるということです。それから、畦を嵩上げしますと、農機具といったものが畦から乗り入れたりするのが非常にやりにくくなるというのですか、そういう管理等日常の農作業に非常に支障を来すのではないかとということがあります。それから、貯留効果を期待するために田んぼを1枚1枚、いわゆる降雨の前後の排水管理が、これは説明として30cm嵩上げと表現させて頂きましたが、そういう管理が非常に難しいのではないかとということです。

この時の説明で30cmと言いましたのは、要はコントロールができないからです。30cmといったら300mmの雨がここに貯められることになります。ですから、嵩上げをして、ここで雨が降る前に排水口を閉めてしまえば、この田んぼには300mmの雨が降っても貯める

ことができるということです。400mm 降れば、もう当然越えてしまいますので、これはどうしようもありません。そういうことで 30cm という説明をさせて頂きました。降る前に排水口を閉めたり、降った後には下流から順番に水を排出したり、そういう管理作業も起こるといって、この対策の実施は難しいというご説明をさせて頂きました。

その次に、家庭用の雨水枡ですが、この辺の関係のことですが、家庭で実施可能な対策として、代替案として検討されたかどうかということですが、これは家庭でできる総合治水対策の話ですが、こういう雨水枡ですね、降った雨は地中に浸透させるということですが、これは非常によい方法だと考えています。家庭で実施可能な対策ということで、雨どいから雨を浸透枡に導いて、そして地下にしみ込ませていくということです。あともう一つ、大雨が降った時に外にバケツ等を出しておいて貯めて、雨がやんだら流すとか、後で利用するというような考え方、やり方があります。

先ほど言いましたように、方法としては非常によい方法ですが、ただ、流域全体でかなりたくさんの家庭がこういうことをやって頂かないと定量的な評価ができないということになるかと思えます。なおかつ、個人に管理を任せるというのではなくて、適正な管理をやはり継続して行うということがなければならぬということで、それをやらなければ治水の計画として担保がされないというように思えます。従って、今回は検討しておりません。

それから、狭窄部開削についてということで、説明資料の 65 ページに書いてあり、その説明をさせて頂きました。今回の検討の方向性等もお聞かせ頂きたいということだったのですが、まずそうしますと、開削した場合に既往最大の想定被害 630 億円はゼロになるのかと、こういう話になると思えます。

一つは開削については堤防強化の検討です。これは堤防強化方法の工法とか、安全基準の結果が定まった時点で、下流部の河川整備を実施した後に河川整備計画に位置付けるかどうかの評価を行うと委員会で説明をさせて頂きました。

狭窄部を開削するためには、下流の河床掘削とか橋梁の架け替え、それから必要な箇所については応急的な堤防強化が必要になるということで、現時点では越水に対する堤防強化の工法とか安全基準が定まっていません。ですから今後、早急に技術的な検討を行う必要があると思っております。先ほど申し上げたことと同じことですが、下流部の河川の整備を実施した後に、河川整備計画に位置付けるかどうか評価を行いたいと考えております。

もう一つは、昭和 35 年 8 月洪水の被害を解消するというだけの開削を行えば、当然被害はゼロになるということになります。

以上です。

田中哲夫委員

最初に、やはり目標に関してある程度の合意を得てこない、全てに絡んでくる問題だと思えますので、その辺に関して、できましたら委員の中で議論をして頂きたいと思えます。

池淵部会長代理、いかがでしょうか。ピーク 2 山というのは、そんなに珍しいものでは

なくて、これからも起こる可能性が高いのだというご説明でした。或いは4000年について。

池淵部会長代理

既往最大規模の降雨ということだったので、これを確率とか雨倍率という形で表わすと、非常に奇異な数字が、計算値としては出てくるのだと思います。

考えておられる既往最大規模の降雨という、それが実際に経験したものだということであるとしても、これは解消できる代物ではないでしょうが、目標として既往最大規模の降雨という、どこでも掲げておられるそういう基準を言われるのであれば理解する次第です。既往最大規模という、経験したことというのであるならば、まあうなずけるというか、理解したと思いたいと思います。

本多委員

この間のダムの見直し案の説明では6つの案が出て、それをやった場合にかなり被害を軽減できるとありました。しかし、解消はできないということで、もちろん下流の堤防の強化とか、そういうものもしっかり見た上での話ですけども、完全に解消するためにはこの開削も検討しなければならないというような話だったと思います。

それで私は、解消ということを目標にするのであれば、これはもう明らかに開削ということも、可能であれば日程に上るといような気がしております。例えばその場合、もちろん下流の堤防が大丈夫だということを前提にした話になるかと思いますが、その場合に、この間の6案を実施してさらにこの開削をした方が解消するのか、それとも開削だけで対応できるのか、もしくは開削とあの6案の中の1つか2つを足すだけの、できるだけ負担をかけないような形で解消するのは可能なのか。あくまでも下流の堤防が大丈夫だということを前提にしての話ですけども、いかがなのでしょう。

河川管理者(近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村)

先ほども言いましたように、堤防の強化の工法とか、安全基準等との関わりもありますので、今、本多委員が言われたそういうものも、当然、安全基準とか工法も踏まえて検討されていくことだと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

ちょっと補足的に申し上げます。

基本的には、今回の河川整備計画において狭窄部は開削しない、下流に負担を与えるからあけないというのが大前提です。ですから、大原則として狭窄部を開削しないとありますので、我々、ある意味そこまでの検討を一生懸命やっています。それで、狭窄部はあけないが、この猪名川においてはというのがあって、堤防強化がちゃんとできて、その評価ができれば、開削というのもメニューに上がってくるかも知れないというのが、その前回の説明資料の65ページのところで言わせて頂いたことです。今はそういう状況です。

それで本多委員の言われた、では、他のメニューと組み合わせればどうなるのだという

ことについては、1つは、どれくらい下流の堤防が評価できて、どういったところまで水位を上げ得るかという評価をすることによって、開削の規模も変わってくるということです。もう1つ、言うならば、あそこはまだ検討は全然されていませんけど、電車が走っていますね。電車を動かさなければならぬような開削をするのかという話になりますと、そういった面の制約が出てきます。ですから、そちらは堤防の方の検討が進んで、どれくらいのことまでできるかというのがわかった上で、開削のレベルを上げてということになると思います。

物理的な計算上だけは、いくらでも上げれば、狭窄部の上流は被害をゼロにできるということですが、ある意味ではその下流の方の堤防の制約が第一にあって、その上でどれくらい開削しらなければいけないという、その現実的な制約が出てきて、その中で考えていくという段取りにはなると思います。

ただ、我々は、開削をしないというところから始めていますから、そこまでの検討の話にはいまだ至ってないということです。

本多委員

そうしますと、開削を原則しないということをもとに大前提にしますから、まず6案を実施してからということが先に立つわけですか。

まず堤防の技術的な補強強化である、それがもつのかどうかという話もありますけども、それを検討した上で狭窄部を開削したらよいのか、それとも6案をやった方がよいのか、それとも6案はやりつつも堤防の方も検討して、その上で最終的に狭窄部の方は最後の手段として考えるというようなタイムスケジュールというたらおかしいけど、何か優先順位みたいなものがあると理解したらよいのでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村)

要は、6案で解消ができない、軽減しかできないというご説明をさせて頂いて、併せて、その同じ対策案として開削についても検討しますということをご説明させて頂きました。

ですから、今、我々は開削をしないということで検討し、その結果をお示ししました。先ほど言いましたように、堤防の強化工法や安全基準等を決めた場合に、堤防強化した後に開削できるかどうかの検討を考えています。これらの検討結果が出ないと対応ができません。

ただ、検討結果が出るまで対応しないのではなくて、例えば一庫ダムの堆砂容量なり利水容量の振り替えで余野川ダムは有効ですというようにご説明をしていますので、併せて他のいろいろな実施可能な対策も、これからもっと詳しい検討もやりながらレベルを合わせていくという形になると思います。

ですから、いきなり、来年から何々ができるところまではまだいってないということになりますし、安全基準等の検討をなるべく早くやると言っていますので、そういうことも視野に入れながら、さらにそのいろいろと必要となる項目を詳しく調査していきます。ですからダムについても、引き続き調査検討していきますという形に終わっていると

いうことです。

本多委員

ちょっとわかりにくいのですが、提言では、狭窄部は代替案を極力やるようにするのが望ましいということになっていますから、原則開削しないということですが、猪名川の場合はもう開削しないと、これはもう絶対に解消しないということです。それで、代替案はあくまでも軽減処置としては有効であるということですから、取り敢えずはまずその原則開削しないということを全面に出した上で、検討しながらその6案を先に先行する、それから下流の工事も進まなかったら当然堤防のそういう検討もできないわけです。

そう考えますと、その6案を先行するというようなことなのでしょう。それとも、トータルに見て6案もありますし、開削もありますし、それをまず下流の堤防強化をしてから考えようというようなお考えなのでしょう。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

言いましたように、開削は代替案ではなくて、狭窄部上流の被害を解消するための方法としてどのレベルも一緒です。それもありますということです。

ですから、開削するというところの検討部分が遅れていると、後になると、こういうことになりませんが、要は先ほど言いましたように、ダムにしても遊水池にしても、すぐに事業化をやるかという問題では当然ありません。その時間的なずれについては、詳しい、きちとしたことは申し上げられないのですが、いずれにしても早く検討してやっていくという形になると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

ちょっと追加になるかもしれませんが、提案、考えているものでハード整備を伴うもの、ハード整備を伴わないものもありますので、6案のそれぞれをやるとなった時の実現度、熟度といいますと、これからいろいろ協議しなければならないものもあります。

ですから、ある意味、何にも手を加える、何にもハード的なことをすることなく協議だけで成立するものであれば、それはもうすぐさま協議は始めますということであるかと思えます。それはただ相手が要る話ですけどね。

一方で、堤防強化の基準の方も、やはり何年もやっているわけにはいかない話ですので、これも早急に答えを出してというくらいのタイムスケジュールに全てなってくると思っております。

畑委員

基準とする降雨のとり方によりまして、どれだけの容量を確保しないといけないかというのは決まってきます。やはりこの4000分の1はひっかかるところです。田中委員からも天井がないというような話がありましたけれども、降雨のとり方いかんでは、貴重な水田もつぶして遊水池にしないといけないとか、そういう話につながっていきます。

やはり、昭和35年が既往最大の洪水には違いないのですが、果たしてこれが順当な基準雨量なのかを検討してとりかからないことには、必要な容量というのは決まってくれないと思います。

以上です。

今本委員（他部会所属）

先ほどから、狭窄部の扱いを言っていましたけども、提言で狭窄部は開削しないと表現しています。これは、これまでのやり方を変えたわけではないのです。これまで、狭窄部の開削も検討すればダムもする、河道改修もすると、いろいろ言っていますが、常に条件がつけられていました。下流の改修が済んでからという条件です。

この河川整備計画は今後30年を対象としています。30年間では下流の整備は済まないと考えられます。そうすると、狭窄部の開削について書けば、住民に過大な期待感を与えることになるのではないかとこの発想が原点にあって、こういう表現をしています。ですから、未来永劫に開削しないのではなく、少なくとも30年間は開削できないであろうという判断が根拠にあるということです。

それから、先ほどから整備の基準の話が出ていましたけども、狭窄部よりも上流の浸水被害をなるべくなくしたいと、これはだれもが考えることで、下流さえよければ上流はどうでもよいとは決して思っていない。しかし、4000分の1の確率である非常に特殊な雨に途端に過剰に反応して、この既往最大の洪水に耐えられるようにするというものをしていけば、やはりこれまでと同じことの繰り返しになるわけですね。

ですから、やはり、他の地域と比べて特にその地域が洪水の浸水の頻度が多いということではなければ、やはりある程度の疎通能力に改修して、あとは万が一あふれても被害が大きくなるようにするというような形で考えていかなければ、解決しないような気がするのです。

では具体的にどの程度の雨にしたらよいのかということになるでしょうけども、ずっと一貫してこの流域委員会で検討していることは、規模を固定しないということを行っています。一般の人にすれば、あいまいに聞こえるかも知れませんが、その辺についてはもう少し議論すべきでしょうね。特に、猪名川の上流部の雨は、他と比べて異常に大きいのです。しかし、現実に降っているのです。これは流域が小さいということもあります。例えば淀川で4000年に1回みたいな雨が降れば、これはもう文句なしに壊滅状態になると思います。

その辺についての議論をする必要があるのではないのでしょうか。

池淵部会長代理

既往最大規模の降雨というのは、いろいろなパターンがあるわけです。これは確率としては4,000年に1度です。他の降雨は30年とか40年かも知れませんが、ですから、既往最大規模という内容が、時間あたりの降り方とか、ある場所に集中的に降ったとかそういう形があって、しかも軽減ならよいのだけど解消という目標を掲げると、その中身をもっと

し議論しなければいけないと思います。他の事例等から言えば、空間的に狭く、時間的に集中した形の降り方は、既往最大規模としても外すことはしないまでも、何か少し検討におくような材料にはなっているのではないかという気はするのです。

しかし、河川管理者が掲げている既往最大規模の降雨と出しているものに対しては、これがそれに対して相当するという言い方で説明がされたので、既往最大規模という言葉の中身はそうなのだけでも、そういう形の内容を対象にしてよいかどうかという議論はあまりしてこなかったという気がしているのです。

畚野委員

既往最大ということで上流側に対しては、昭和35年を一応当てはめられていて、その確率計算としては非常に小さいということでした。

ちょっとこれは古い話になって申し訳ないのですが、猪名川流域の総合治水対策協議会というのがあります。それはまたこれから発展的に解消して変えていくというお話も聞いておりますけれども、現在ある協議会の方から出しておられる浸水予想区域図で今度の浸水想定予定の発表よりも前の平成5年ごろに印刷されたものについての話ですけれども、その説明では、降雨量としては、下流でも適用されています昭和28年の1.8倍とかという数字で浸水予想区域図が作成されております。それに対しては、現在の時点での総合対策の計画が終わったら全て解消できるという説明になっております。そういうことで、昭和28年規模で全体を考えようということであれば、かなり話が変わってくるのではないかと思います。今回昭和35年の降雨を持ち出されているのは何故か、もっと説明して欲しいと考えるわけです。

そうしますと、昭和35年の既往最大の場合に上流を考えると、630億円の被害ということを出しておられますけれども、そのレベルを、既往最大の2分の1とか、或いは75%とか25%とか、そういうふうに下げていった場合に今考えておられる対策で解消されない部分として多田地区の想定被害額がどのくらいになるのでしょうか。ゼロにはできないとやはりおっしゃいましたし、それならどの程度の被害であれば皆さま辛抱できるのかと、そういうような視点で地元の方と話し合って頂かないと、我々ではどのようなレベルでどうこうということは私は言えないと思いますけど、いかがでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

昭和28年というのを下流で適用しているという話だったのですが、下流では昭和28年の降雨を例として示しているだけです。下流については、まさにこの流域委員会ですべて議論して頂いたように壊滅的被害に対応するということです。従って、どのような洪水が来ても壊滅的な被害を起さないようにするというので、堤防を強化するという流れが出てきているということで、これは昭和28年の浸水被害をただ例として示しているだけです。これが1.2倍で、1.何倍だということの話ではないと思います。

私どもは今回、下流で堤防強化以外に浸水被害、浸水というのは破堤云々ではなくて、浸水被害、田中委員が最初に言いましたけど、堤防をつくっていくようなことをしないの

だという話で、下流で堤防をつくる云々の話になっているのは、一連の区間ということで挙げている区間が1カ所あるだけです。それ以外については堤防強化をやっていくということです。下流が昭和28年を対象に物を考えているということではありませんので、そこはちょっともう一度整理をして頂きたいと思います。

池淵部会長代理

今本委員にお聞きしたいのですが、岩倉峡とか、同じように狭窄部の浸水被害の軽減目標として既往最大降雨、洪水の被害をできるだけ軽減というような文言が淀川でもありますよね。その時には、既往最大洪水とか規模とか、こういう内容はあるのですか。

今本委員（他部会所属）

猪名川はちょっと特殊だと思います。過去にあまりにも大きな雨が降り過ぎていますので。淀川の場合は、確かに桂川流域、或いは木津川流域それぞれに狭窄部を持っています。しかし、そこまで議論は煮詰まっていません。考え方としては、極端に堤防の低いところ、或いは無堤地区は別としまして、今の堤防をまず強化するというのが現実的かと少なくとも私は思っているのです。昭和35年の雨による浸水被害を解消するということにはできないのではないのでしょうか。私は、できないということができるかのごとく言うこともやはりよくないと思います。これをやろうとしたら何百年とかかるのではないですかね。幾ら目標を立てたとしても現実にはできないということです。やはり、本当にできることをやっていった方がよいような気がするのです。できないことはできないと言った方がよいと思います。

先ほどの説明で、畚野委員の方へお伺いしたいのですが、浸水のマップが出ていたというのは、これはハザードマップで出ていたという意味ですか、それともこの治水計画のために出した分ですか。

畚野委員

済みません。我々の手元にあるということは、例えば川西市役所の下水道部とか、そういうところへ行ったらもらえるとか、そういう資料だと思いますけれど、浸水予想区域図というタイトルはついております。

今本委員（他部会所属）

多分ハザードマップの方でしょうね。

畚野委員

市がつくったハザードマップではありません。

今本委員（他部会所属）

万が一の時にはここまで浸水する可能性がありますよということを教えるためのもので

すから、やはり 1.5 倍の図も見せておいた方がよいのではないのでしょうか。警告のための資料ですから。

畚野委員

私の言い方が悪かったのですが、昭和 28 年の 1.8 倍という表現があって、それが今おっしゃった想定図の条件になっているわけです。ただ、私はそれを問題にしているのではなく、その次のページに説明がありまして、猪名川の総合治水計画ができ上がったら、こういう心配は一応解消されますというような説明があるのです。それで、昭和 28 年の降雨で解消されるのだったら、その説明と現在のどうしても解消できないという関係が非常にわかりにくいということなのです。

ただ、その説明は、開削もするし、余野川ダムもつくるといふ、そういう条件とかは一切書いていませんので、私は何とも言えません。これの条件だったら解消できると現在の計画ではなっているという説明を頂いたら、それと比較して、これから変えていったらどうかということになると思います。

今本委員（他部会所属）

わかりました。そうしますと、それは河川事業の説明のためのパンフレットですか。

畚野委員

わかりません。タイトルは、浸水の予想区域についてということですが、ただ、中身は最初開けたところはまさに 1/25000 浸水予想区域図からの縮小図であって、その次にもう 1 つページがあって、そこには文章でちゃんと治水対策ができれば全て解消できるような表現になっているのです。ハザードマップでないことは十分承知しております。

今本委員（他部会所属）

わかりました。

米山部会長

狭窄部、銀橋の治水対策について議論がどんどん進んでしましまして、そろそろ收拾をした方がよいと思います。

1 つは、先ほどの既往最大規模の降雨ということですが、先ほど挙がっている数字で見た限りでは、これだけが 630 億円という被害が出ているわけですから、これを基準にして考えても大きな間違いではないのではないかと思います。4000 年に 1 回というのを、確率論ということではいくとおかしいではないかという話になりますけども、確率で考えない方がよいのではないかという気がいたします。

気候系からいっても、乾燥している瀬戸内海気候とこちらの山と照葉樹林帯とのトランジショナルな場所ですから、そういうことが起こってもちっとも不思議ではないということを考えておけば、630 億円の被害額というのは決定的に大きいということで、そこをま

ず確認してよいのではないかと思いますけど、どうですか。本多委員、ご意見はありますか。

池淵部会長代理

私はちょっときついなと思います。ダムをいくらがんばっても、6案を出しても、これは微々たる軽減ですよね。ですから、解消という言葉からしておかしいと思います。あくまで目標ということになると思います。

米山部会長

解消は無理だと思います。ですから、その言葉は訂正していったらよいと思います。目標値というか、そういう形で出していった方がよいのではないかという気がします。

それと、ソフト対策の説明では、一般論として実際にはなかなか実現が難しいという話になっていたと思います。それから、狭窄部の開削は、先ほど今本委員がおっしゃったように、30年後はいざしらず、今は、非常に非現実的であるという前提で全てが始まっているわけですから、この「狭窄部（銀橋）の治水対策について」というところでは、(3)の部分は殆ど無視してよいのではないかという気がいたします。

ということで、一応この部分について、まだご議論があるかもしれませんが、次により重要な問題がありますから、先に移って頂いてよいのではないのでしょうか。田中委員にまたお願いいたします。

田中哲夫委員

ちょっとまだ狭窄部がやはり大きな問題なので、今、米山部会長がおっしゃったことは実は私はきちっと理解してないのです。どのレベルで整備をやるかということです。

それからもう1つは、全てのスケールの洪水に対処するという時に、私は提言や河川管理者の方から出た河川整備計画の方をきちっとは見えてないのですけれども、既往最大の降雨量に対して全部を堤防とダム、或いはその他もろもろのバイパスとかいろいろなハードで対処するとおっしゃったのでしょうか。或いはハードはこれくらいであって、あとはあふれた時に逃げられるとか、そういったソフトを含めて既往最大の洪水に対処すると決めたのでしょうか。

そのレベルのところに対処の仕方、堤防とダム、その他もろもろのハードのところの構造物で何とかする部分と、それから人間がその他の水防団、或いはひょっとしたらその土地から立ち退きとかという話もあるかもしれません。或いは浸水した時に、それを守るためにはダムをもう1つつくらなければいけないから、そこは補償して移転して下さい、或いはそれまではその部分をつかったら補償しますとか、そういうソフトな部分で対応する、どのレベルでその2つを使い分けるのかということの共通認識があるのかどうかということ、委員の皆さまにも河川管理者の皆さまにもその認識を確認しておきたいです。

米山部会長はダムに行くとおっしゃいましたけれども、レベルをどうするかというのは、

全てに関わってくるのです。洪水のレベルはどこに対処するのかということです。もう1つそれは渇水の時のレベルをどうするかという、これも全てにかかってきて、非常に大切なところですよ。およその、これくらいで行こうではないか、4000年に1度絶対無理だから、30年もかかってできないのはわかるのですから、この辺で行こうではないかということ、恐らく地形が違います、気候が違いますから、降り方が違うと思いますので、それは地域に応じて決めなければいけないと思いますけれども、どのレベルでやるのかということをやったり決めないと、あとの全てのハードもソフトも流れてしまって、水需要に関して天井なしという話になると思います。

今本委員（他部会所属）

河川管理者の方はどのように考えているか私は知りませんが、少なくとも私は、今言われたうちの後者の考えだと思います。やはりいろいろな洪水の出方があります。目標としても解消したいのですけども、できない可能性は多分にありますから、やはりいろいろな方法をやるべきだと思います。

それから、先ほどの、私は米山部会長の提言に賛成なのです。やはりかつて起きたことを無視することはできません。これは非常に重く念頭に置いておく必要があると思います。但し、その場合でも、絶対に水は一滴もあふれさせないのだとか、そういうようなことではなく、場合によっては一部であるかもわからないけれども、そういう雨が来たとしてもできるだけ少なくしようということだと思います。ですから、解消という言葉はどうしてもひっかかります。解消はできないと思います。池淵部会長代理が難しいとおっしゃいましたように、私も難しいと思います。4000分の1は大き過ぎます。しかし、猪名川においては、現実起きた雨は無視せずに、やはりそれも念頭に置きながらやっていくのがよいのではないですか。

松本委員

以前、大分前にもこのような議論を、スタート時点でやっていたような気がするのですよね。結局、データが本当に皆シミュレーションばかりで、どのレベルの雨で、それは想定できないではないかということで議論の方向を変えてきたと思います。

その議論の時に出ていたと思いますけども、例えばコストの問題が非常に大きいのです。我々が今想定されるコストの中で、どの辺までであれば対応できるのか、その範囲内ということがあると思います。本当は、とことん全部対応しようと思ったらコストが急にくっと上がる場所があると思います。やはりここら辺までなら対応できる、費用対効果の面で行けるという線で、ではここら辺の雨に対応すると考えざるを得ないのではないかなと思います。どういう手があって、それに対してどれだけの費用がかかってという、その情報があって初めてそこら辺は物が言えるのです。今ここでどれくらいの雨で考えるのだと言われた時に答えられないです。逆に、もう少しどういう手が費用的に可能なのか、そこをむしろ出して頂きたいという思いがあります。

細川委員

多田地区の場合、一度現地にも行きましたけれども、恐ろしいのは、今もどんどんまだ開発が進む地域だということだと思います。まだこの上に何の危険も知らないまま建物を建て続けるというようなことを続けていたら、それこそ被害額が今よりももっと想定額が上がってしまうというような状況になることになりますので、まずとにかく被害を抑える対策をできるだけ急いでやっていくということが、一番先なのではないかと思います。

特に、今後の30年間に狭窄部を開くということは現実的には無理なのだということは、できるだけ早く地域の方にご理解頂かないといけないと思いますし、その上であそこに住むのかどうか、それなりの浸水の対策をしながらそこに住まれるというのだったら、それはそれで少しでもそういう方が増えてくれればよいわけです。まずとにかく、あそこには浸水の被害が起こり得ますということを知った上で、住むか住まないかを選択して頂くということを早くわかってもらうということの方が先ではないかと思います。とにかくまず被害をできるだけ食い止める対策を急ぐということが狭窄部に関してはすごく必要なのではないかと思います。

田中哲夫委員

レベルを決めるのは非常に恐ろしいので、先延ばしになると思います。ただ、既往最大の降雨があれば守れないということを使う、開削はできないということを知らしめて、ハザードマップをつくり、或いはひょっとしたら非常に行政的に難しいかもしれませんが、そこにどんどん住み込もうとする人にストップをかけるような仕組みをつくらないとますますまずいことになるのではないかという気がします。

それから、これは私自身の意見なのですが、下流部の整備が終わったら、狭窄部は開削することもあり得るということは全てのところでおっしゃっているのですが、ほんとうにそれはあり得るのか、非常に危ないという気がします。例えば3倍の降雨量が降ることもあり得ると思うので、その時に狭窄部を開削していたら、下流は壊滅的な被害を受けることは明らかです。

確かに最初に今本委員が、「下流のために上流は泣け」というのはないとおっしゃいましたが、100万人の人間を守るのと10万人の人間を守るのは、これは絶対100万人の人間を守るというのが政策だと思います。そのこのところの危険性を認識して頂いて、移転とか、そういうことを50年後、或いは100年後には考えていくべきだと思います。その50年後の目標に沿って20年、30年後にどうするのかというのを位置付けないと、後づけ後づけで大変なことになるという気が私はいたします。

他に言いたい方はありますか。狭窄部についてです。

あと、狭窄部の開削については河川管理者の方は原則的にしないということですから、それはまだ検討していないということでお答えになれないというのはあたり前ですね。

あと、水田貯留とか各家庭の雨水マスの設置は、非常に計算が難しい、或いは農機具の構造を変える等、いろいろ面倒くさいということでした。この面倒くさい、手続がうるさい、或いは効果がどれだけあるのか計算するのが非常にしんどいとかというのは、あちこ

ちで出てきて、上野盆地の遊水池の話もそうやってなくなってきたわけですけども、やはりこの辺のきめ細かいところの試算を積んでいって頂かないと、今までの、ダムをつくったらこれだけなるという非常にシンプルな計算でできると思いますけども、それをやってきたから日本の川はこうなっちゃったのですよね。そこをやはりきめ細かい作業、手間のかかる作業が要るのだという気がしております。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

面倒くさいからやってないわけではなくて、面倒くさくてできるならやりますので、その辺はまた教えて頂ければよいと思います。一番の問題は、評価ができていない、或いは担保するシステムになってないということで外しているということです。労はいといたしません。

池淵部会長代理

畑委員に、水田貯留等の提案を頂きましたが、淀川流域でのことなのでしょうか。河川の沿川だけの農業従事者とか農林水産省とかそういう形の連携とかがあるのだらうと思いますけども、猪名川流域でも委員が書かれておられる水田貯留をもっと追いかける必要があるのでしょうか。猪名川の流域で水田貯蓄の可能性とか、検討に値するとか、そういうような視点で何かありますか。面倒くさいではなしに、評価に足るような材料もそれなりに用意できるのか否かも含めて、何かせっかく水田貯留の提案も頂いているので、ちょっとお聞きしたいなと思います。

畑委員

その点もいろいろ先ほど来、難しいのではないかという話が続いているのですけれども、管理上の問題ですから、特に嵩上げが必要であるというようには言っておりません。現在の貯留容量をそのまま維持しつつ、面積的に猪名川流域であればまだ2,600ha くらい水田が残っているようですけども、それに面積を掛けると容量的に非常に大きなものがあると思います。

水田はダムの容量に比べて全くスケールが違いますので、それは対象にしておりません。地下河川とか地下貯留の施設の経費があまりにも大きいものですから、それと比較して水田の貯留効果というのを、もう少し経済評価をしておいた方がよいのではないかと考えました。

そもそも農地の水田の状態というのは、我が国にとっては非常に厳しい状況にあることは皆さまご存知の通りです。貴重な食糧資源でもありますし、景観上とか様々な多面的な機能を持っている、そういう地域を保全するためにも、皆さまのサポートが得られるならば、農家の方々にとっても、こういう治水のために、必要な管理労力を労力面で協力するというような話につながっていくと思います。

ですから、そういう莫大な経費がかかる事業が一方にあって、そういう経費の一部を農家の支援のために回すことができるならば、煩雑な水管理といいましても、ただ指示され

た時刻に貯水をコントロールする、排水をしたり、貯められる余裕を確保したり、その時期が大事ですけれども、そういうあらかじめ計算された、或いは予測管理、雨量予測も含めまして、そういう管理に基づいて水田の貯水位の操作に協力して頂くということが可能になってくると思います。

そういう協力体制がもし築かれるならば、容積的にはそういうことで莫大な量になってきますね。資料2-2で書いておりますように1,000haで20cmであれば200万 m^3 ということで、地下貯水施設は50万 m^3 程度の規模ですから、200万 m^3 の貯水施設はなかなかなさそうです。そういうことを考えますと、水田活用の可能性は十分にありますし、猪名川流域の狭窄部において、実験的な検討も可能ではないかと考えております。それ以上に、参加型の連携作業というのは、これからの流域管理の上でも河川管理者の目指しておられるところだと思いますので、それぞれ分野の特徴を生かしながら、今まで積み上げてきた各省庁でやってきた多大な知識の集積がありますので、それを生かしつつ、相互の協力関係というのが何とか築かれなかなという気がいたしております。

松本委員

私も畑委員の書かれた文章を読ませて頂いて、実はすごくうれしく思っているのです。猪名川部会における早期段階の議論の中で、かなり申し上げていた部分なのです。水田、それからため池も私は申し上げていたと思います。ただ、それに対する実際どういう管理、費用、そして全体的にどれくらい貢献できるかという部分の実証的な積み上げ、計算がないもので、何かそれだけで終わってしまったと思います。それは言ってみても他省庁の話ですし、お金もかかるという感じで済んでしまっていたと思いますね。改めて書いて頂いて非常にうれしいので、もっとそれを進めて頂きたいと思います。

先ほどの河川管理者からの説明は、あくまで狭窄部上流部分の話の中で出てきたと思いますね。池田市には細川地区というのがありまして、ここでは放置された非常に棚田が増えています。放置された棚田の場合は、結局使ってないわけで、水は日頃貯まっていないわけですね。放置された棚田を、何も育てなくても、いざという時に水を貯められるようにすることで、一定の何らかの助成金を出すとか、そういう形ができると思います。或いはため池をもう少し管理してもらおうとか、逆になくなったため池を新たに掘るとか、そういった形で、ダムという巨大な構造物でなくて、もう少し小さな貯水施設を大量につくっていくという発想転換、そういう方向にコストを惜しまないという、省庁の枠を超えて助成金とか予算を動かすとか、そういうことをもうちょっと考えて頂きたいなと思います。それを畑委員も是非もう少し実証的に研究して頂けたらと思っています。よろしく願います。

細川委員

猪名川流域には水田が多いというのは私も日頃感じていることなのですが、第1稿が出てから、自分の地域の堤防の周辺を少し見て回るようにしているのですが、昔の人はよく考えたものだなと思いますけど、水田等が川沿いにずっとあるのです。

川沿いにずっと水田があって、昔の集落というのは、私の地域は完全に三角州の中にあるわけなのですが、三角州の一番高い部分、一番川よりも離れた部分に集落をつくっている、そのように洪水の被害を最低限に抑えるために、知恵を働かせて暮らしていたのだなというのを感じるのです。しかし、水田だった地域がどんどん宅地として、それもかなり大きなマンションが、堤防かつかつ、ぎりぎりのところにどんどん建っているような現状なのです。

そういう中で見ますと、これがちゃんと遊水機能を持って、洪水に対応してくれると随分助かるのにとおもいます。逆に、わざわざ洪水が多いところに家がたくさん建つという現実を見ますと、特に堤防の近くにある水田の価値というのは大きいのではないのかなと思えますので、何か対策が立てられないかなと思えます。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

水田の話ですが、先ほどの説明の30cmは、できるだけコントロールを少なくするために、300mm貯めるということで嵩上げたわけです。そうではなくて、上流部には非常に小さい田んぼがたくさんあるわけですから、嵩上げせずにやりますと、この田んぼ1枚1枚を、ピーク時にうまく効かすようなコントロールも必要になってくると思えます。

そうしますと、非常に多くの人が一斉にいろいろな操作をやって頂かなければいけないということになります。嵐の中で作業をするわけですから、非常に苦渋作業も出てくるということになりますし、そういうことも頭に描きながら、先ほどの説明は30cmで説明をさせて頂きました。

田中哲夫委員

米山部会長、ちょっと提案です。大分消耗してきましたので、ダムに入る前に10分くらい休憩をとって頂いたらどうでしょう。

米山部会長

それでは、ダムの前に、10分間、休憩ということにさせていただきます。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは19時まで休憩ということによろしいでしょうか。

それでは、これより休憩に入らせて頂きます。19時になりましたらまた再開いたしますので、お席にお戻り下さい。よろしくお願ひします。

〔休憩 18:50~19:00〕

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、予定の19時を回りましたので、議事を再開させて頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

米山部会長

ここからの座長は田中委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

田中哲夫委員

最初にちょっと皆さまにお尋ねしたいのですけれども、今19時で、終了が20時という予定になっているのですけれども、もし可能であれば、2.余野川ダムの見直し案、3.利水について、それから4.下流部分の事業、緊急堤防補強区間の考え方まで通して終えてしまいたいと考えますけれども、皆さまよろしいでしょうか。

或いはこちらの河川管理者の方はよろしいでしょうか。

そうしましたら、次に余野川ダムの見直し案に移ります。

池淵部会長代理

どれくらい延長しますか。

田中哲夫委員

30分。よろしいですか。ひょっとしたらそれまでに終わるかもしれません。それはわかりません。

資料の2-2の3ページ、余野川ダムの見直し案についてですけれども、(1)余野川ダムをつくることによって、下流の治水に対する効果、「余野川ダムは下流部の浸水被害を解消する効果がある」と記されているわけですが、余野川ダムの見直し後、特に一庫ダムとの関連で、利水の機能を持たせるということですね。「見直し後の余野川ダムの建設目的には下流部の治水対策も含まれるのか」、それと関連してですけれども、既に余野川ダムは満杯になっていますので、「一庫ダムの利水容量を余野川ダムに振り替える場合、余野川ダムに下流の治水効果を期待できるのか」というところです。

次に「(2)利水の容量振り替えについて」です。これは恐らく技術論的な話になると思いますけれども、水利権者に了解なしに、国土交通省が簡単にダム建設の目的を変えて、それで後の手続にどこか問題が出ないのかという話ですね。

それから、ダムに関する社会的合意について、どの時点で判断するのかということも、今のところの考え方を披露して頂きたいと思います。

あと、これは本多委員から出たのですけれども、ダムの有効性について、だれがどこで、どの時点で判断するのかという、現時点での考え方を披露して頂きたいと思います。

あと3、4は2が区切れてから行いたいと思います。やりますか、どちらがよいですか。切ると時間が長くなりそうな気がしますので、やっつけましょうか。よろしいですか。

そうしましたら、3の「利水について」、水需要の精査・確認ということは1、2年かかると表明されていますけれども、その水需要の精査と余野川ダム、それから狭窄部も関わってくると思いますけれども、猪名川をどうするかということに、非常に密接に関連してくる水需要の精査というのは、今、どの段階で、どのような見通しなのかということをお

尋ねたいと思います。

それから、下流部分は破堤しないということを前提に整備を進めていく考えですけれども、緊急堤防補強区間をどこでどのようなことをするのかということの場所と、それから候補、それに関して説明頂きたいと思います。

以上ですが、これも先に河川管理者側の方から現時点で答えられるところを答えて頂いて、あと委員の中、或いは交えて議論したいと思います。

よろしくをお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

それでは、説明というか、回答をします。

まずは見直し後の余野川ダムですが、建設目的には下流部の治水対策も含まれております。

下流部の余野川ダムの代替案ということになると思いますが、これは今後ダム以外の施設で、猪名川下流部の浸水被害軽減対策として効果を発揮する施設を抽出して、そして周辺自然環境への影響とか、なおかつ事業費、効果等を検討して、その上で余野川ダムの建設事業の評価を行うという形になります。

それから、箕面川ダムは、箕面川ダムだけの計画降雨で、箕面川の沿川に洪水調節を行い、効果を発揮するようなダムとして計画されています。もう1つ、箕面川ダムの流域は非常に小さい、7km²ほどですが、箕面川の沿川の浸水被害を解消するために、自然調節方式のダムを造ったということです。

非常に流域も小さいので、猪名川本川に流量の低減効果が非常に少ないということで連携は考えませんでした。必要があれば検討していきたいとは思いますが、今のところ、効果が小さ過ぎて、本川の低減効果が小さいということで、連携は考えませんでした。

それから、一庫ダムの利水を余野川ダムに振り替える場合の治水効果が期待できるのかという話ですが、狭窄部上流の浸水被害の対策としては、一庫ダムの利水容量の一部を、余野川ダムに振り替える案について検討した結果を説明させて頂きました。

下流部の浸水被害対策として、洪水調節容量を現在計画している洪水調節容量とした場合の下流への洪水調節効果を説明しました。少し複雑ですが、今、狭窄部上流の浸水被害を解消するために、一庫ダムの利水の一部を、余野川ダムに振り替えることによって、一庫ダムの洪水調節容量を増やすということを説明しました。

それから、現計画で1,120万m³ほどの洪水調節容量がありますが、これをもって下流の浸水被害の軽減について説明をしました。こういう説明を、委員会で説明させて頂きました。

それから利水容量の振り替えですが、水利権者の了解なしに振り替えは可能かということですが、これは了解なしに振り替えることはできません。費用等の問題もありますが、利水者に対して迷惑かけないように振り替えるということです。振り替え量とか安全度とか費用負担については調整をしていくという形になります。いずれにしても、建設費というのは受益者の方が負担するという原則がありますので、この分については、振

り替えたらそれは治水分として負担をする必要があるということになります。

それから、いわゆる社会的合意につきましては、河川整備計画に位置付けることで、社会的合意が得られると考えています。ダムの場合は、提言で頂いたように、社会的な合意が非常に難しい問題とは当然認識しているわけですが、100%合意を得るということはありませんと考えているところです。

但し、ダム事業の場合は水没というものが伴いますので、この水没関係者に対して、組織的になるとは思いますが、合意は不可欠だと、このように思います。住民及び住民団体等、地域に密着した組織の合意を得ることを積極的に行っていきたいと、このように考えております。今後は合意を得るための方法について検討していくということになります。

それから、繰り返しますが、ダムの有効性につきましては、一庫の利水と振り替えることによって、余野川ダムは有効と我々は判断をして、ご説明をした通りです。

今後は、地域の住民の方とか自治体等の方に評価をして頂きたいと、このように思っております。

言いかえれば、ダムの有効性等については、流域委員会、地域住民、それから自治体への説明、意見を頂く中で、客観的にも位置付けられると、このようにも考えております。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

利水についてのところでお答えしたいと思います。

尼崎の工業用水道ですが、これは今、淀川に水源開発されているものとして、琵琶湖開発を初めとして幾つかありますが、毎秒3m程度のものを有しているということです。

それで、水利権の更新時期が来ておまして、この2月に水利権更新のための申請書というのが出てきているわけですけど、その時に、水利権量については近年の湯水状況等を勘案する中、今後1年間の検討を行い、改めて申請したいと考えているということがありまして、当面、今回更新期間1年の暫定的な更新という形の処理がされています。そういう形の処理をしているということです。1年検討を行いということ言っていますが、1年で検討の結果、必要数量が減量となった場合には、水利権量を減量することになると思います。

但し、この時、水源施設をどうするかということについては、また利水者が安全度等を考えて判断していくということになります。そういう2段階のステップがあるということです。

そういった形で、水源施設も含めて、安全度を考慮して、判断して、取り敢えず保有する必要がないという話が出た場合において、転用という話が出てまいりまして、猪名川との関係が出てくる可能性があるという、そういう順番になります。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 上下）

4番目の「下流部の事業」ということで、緊急堤防の補強区間の考え方ということですけども、お手元に、河川管理者説明資料関連ファイルその3の6月20日に第2稿を発表させて頂いた内容ですけども、ここの32ページをお開き願いたいと思います。

32 ページの第 2 稿の第 4 章で「緊急堤防補強区間の選定」ということで、「堤防補強を全川的に実施するためには、多額の費用と時間を要することから緊急に補強する区間を定める」とあります。「(1)下記の 及び の両方を満足する区間を原則とする」には「既往最大洪水である、昭和 28 年 13 号台風等と同量の雨量が降った場合に想定される、河川の水位および継続時間、流速から判断して破堤の危険性がある区間」ということですので、淀川では 28 年、私どもの猪名川につきましては 35 年の 16 号台風、これが同量の雨が降った場合を想定いたしまして、河川の水位、それから継続時間、流速から判断して、破堤の危険性のある区間ということと解釈しております。

また、につきましては、「破堤した時の背後地への被害影響の観点から、堤防が高いことおよび堤防に隣接して人家が密集している区間」ということでして、やはり猪名川におきましても、先ほど委員の方からおっしゃったように、堤防の際、人家連檐が上流から下流に全て隣接されたところとあります。

延長につきましては、第 5 章の 39 ページに書かれておりますけれども、4) の 39 の真上です。堤防補強につきましては、「緊急に堤防補強実施する必要がある箇所を決定するために詳細調査を実施する区間は、以下の通りである。調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防補強を実施する」ということで、「対象河川毎の延長を記載予定」と書いています。今、この第 2 稿では掲載がされておられません。引き続いて、整理でき次第、第 2 稿の個票に記載させて頂いて、第 3 稿に網羅するということと、今、精査中です。

実施にあたりまして、現地に即した具体的な補強方法、平成 15 年 4 月に設立して頂いたのですけれども、現在、淀川堤防強化検討委員会、ここの内容を踏まえて早急に決定したいと、こういう堤防補強の区間の考え方です。

田中哲夫委員

そうしましたら、2 番目の余野川ダムの見直し案の中で、特に下流の治水に対する効果、その(1)と(2)、(2)はちょっと技術的なところで、質問の回答を頂いたということだと思いますけれども、下流の治水に対する効果、この部分について、委員の方からのご意見というか、こんなことを出して欲しいとかということがありましたらお願いいたします。

本多委員

私はよくわからなかったもので、個人の質問の中には書かれているのですけれども、前回の見直し案では、利水容量を振り替えることによって、余野川ダムは利水専用ダムになると表現されていたのですけれども、何でそこに治水効果があるのかというのがよくわからなかったのですが、これはそういう意味ではなかったのですか。

河川管理者 (近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村)

ですから、振り替えて利水容量とすれば、余野川ダムが 500 万 m³ の治水の容量を持つことができるということになります。持つことができるということは、利水ダムですから、その場合は 50m ダムになりますというご説明をさせて頂きました。

もう一度申し上げますと、振り替えた量を余野川ダムで受け持てば、そうなりますとご説明をさせて頂いて、それはそこで一応完結をしまして、下流の治水効果を発揮するためには、どれだけの容量が必要かというのは、全く今のところわかりませんので、現計画で容量を設定して、下流に治水効果の計算をすれば、ああいう結果が出ましたという。それと、その治水を全く別々にご説明させて頂いたということです。

本多委員

わかりました。

ということは、利水部分を振り替えたことと、その結果によって、下流にも治水効果があるという話は別の話ですよということです。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

はい。

本多委員

それともう1つ、今私はお話を聞いていたら、下流部についてはまだ代替案がないような、これから施設等々を考えてというようなことでしたが、この下流に関する余野川ダムの代替案というものはまだ出ていない、これから検討する段階だという意味だったのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

おっしゃる通りです。これからということになります。

本多委員

わかりました。

それで、今日頂きました参考資料3の22ページを見て頂きたいのですが、そこに利水の振り分けについての説明がされていると思います。

これは、一庫ダムの利水は、一庫ダムの水を直接とっているのではなくて、一たんその利水容量を川に流して、それぞれ兵庫県川西市は虫生のところで、池田市、豊能町の古江のところで取水しているということになりますので、当然、兵庫県川西市の利水容量を余野川ダムに移してしまいますと、これは上流の方でとることができませんので、この図から見る限りにおいては、池田と豊能の分、即ち古江で利用する分を移すということしか恐らく考えられないのではないかなと思います。ここに書かれています「0.4m³/s」、これはここにも下に「(池田市・豊能町)」と書いてありますけども、恐らくその分ではないかと思えます。いろいろ考えると思えますが、現在池田市と豊能町に関しては、この古江のところの浄水場に、大阪の府営水が五月山の隧道を抜いて来ていると思えますね。しかも、府営水はちょっと高いので、池田市もそちらの方はあまり使わずに来ていると思えます。

そうしますと、これは運用の仕方によっては、利水容量を余野川ダムに振り替えなくと

も、府営水に振り替えるということによって、その利水容量を確保するというのも、1つの代替案として可能になるのではないかと思います。

この場合は全く工事も何も要らないということになります。あくまでも府営水の費用がかさむ分だけをどのように運用して、池田の方に納得して頂くのか、豊能町の方に納得して頂くのかというような、全くそういう運用上の調整だけの問題になるのではないかと私は思いますけども、この辺はどうなのでしょう。

ちょっと私は余野川ダムに利水容量を振り替えるというのは、有効的ではないのではないかと理解をしますが、いかがでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村)

一庫では $0.4\text{m}^3/\text{s}$ を余野川ダムに振り替えられると説明をしていますので、ここで言いましたら池田、豊能町にあたっているという形になります。

なおかつ、池田市、豊能町の取水場所というのは、余野川と猪名川の近くですので、そういう意味からすれば、余野川に振り替えた時にここでとるのが一番合理的であるというのは言えるかもしれませんが、まだ兵庫県とか川西市とかいろいろな意味で、そういう話はかけておりませんし、たまたま今、 $0.4\text{m}^3/\text{s}$ がそういう形になったということでご理解頂きたいと思います。

確かにおっしゃる通りでして、一庫ダムの利水の場合は $2.1\text{m}^3/\text{s}$ の場合は虫生のところから取るのですが、もし余野川から持っていくことになると、パイプとか他のもので持っていくという、そういう形には当然なります。

ですから、今申し上げましたように、たまたま数字は合っていますけども、どこからという形では今のところ、明解には答えてなかったということです。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

代替としての府営水道云々の話ですけど、府営水道側の安全度ということを見ると、非常に現在十分な安全度はないというのが実態ですので、その選択肢はなかなか難しいのではないかと考えています。

本多委員

府営水の安全度はないと考えておられるということですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

安全度は低いということです。

本多委員

では、府営水が今、工業用水の問題とか、いろいろなことで見直しが恐らくかかるのだらうと思いますけども、そういう府営水の方のまた精査もあろうかと思いますけれども、そういう中では、また検討の余地も出てくるということではないのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

そういう意味で、検討の余地は出てくるかもしれませんが、現時点の事実関係からいえば、安全度が低いということで申し上げただけです。

本多委員

わかりました。ありがとうございます。

それと、もう1つ、私ばかりで申し訳ないのですが、河川整備計画について、社会的合意については、今、田村所長の方から河川整備計画にのるということが、もう社会的合意を得られたことではないか、もちろん地域の人や団体とのそういう合意も得るのだとおっしゃっておられましたけども、やはり合意というものの基準そのものが社会的に皆さまが、そういうふうに決まったのだったらこれは仕方ないなと思えるようなものでない限り、何かの基準に合致していたらこれはもうそれで合意だと言われても、そのものに他の多くの皆さまがそれで合意かなと言われるような状況では、恐らく社会的合意を得たということにはならないのではないのかなと思います。

この社会的合意をどのようにとるのかということについては、やはりこれは住民に関することですから、流域委員会の住民参加部会になるのかどうかはわかりませんが、そういうところにやはり検討を依頼されて、こういう水準ならだれもが納得するような合意ではないかとか判断を求めべきだと思います。またその次の客観的に有効だということも、もちろんこれは国土交通省がいろいろな客観的なデータをもとにつくられたとしても、今のようにひょっとして府営水が使えるのではないかと、いろいろな他の代替案もあるのではないかと、田んぼの件も一たんはちょっと非常に社会的影響もきつくて駄目だと言われていたけども、また今回、いやそんなことはないのではないかという意見がまた出てきておりますので、やはりその辺も流域委員会の了解なりそういうものがあって、初めて客観的と見られるのかなというように思います。その辺の流域委員会の意見というものを、尊重しながらやっていくような書き方に河川整備計画をして頂けたらなと思います。

よろしく願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

社会的合意の話ですけど、社会的合意というのは100%の人の了解をとるというのは無理だという話で大体そういうことだと思います。我々は社会的合意というものをとるためにまさに流域委員会でもお話しさせて頂いていますし、同じように地方自治体にも話す、住民とも話すという行為を続けていく、その過程がまさに社会的合意をとっていくという過程であって、それを河川整備計画の原案をつくる時において一生懸命やっていくと言っています。

社会的合意がどこかというところは難しいところですけど、社会的合意が形成されるための努力をまさに一生懸命していくことであろうと思ひまして、それは流域委員会の住民部会の方からこういうことをやったらどうだというような話の、対話集会もやっていく

べきだろうと形で考えている、その活動をまさにしているというのがありまして、そこはそれで多分よいのだと思います。

河川整備計画に書くという話とそこはちょっと違うといいますが、そういう行為をしたあげくに河川整備計画に書くかどうかという話になってくると思います。ちょっとそこが私と認識が違ったかなと思いました。

本多委員

今の説明はよくわかりました。認識は変わらないと思います。

ただ、要するに河川整備計画に書かれたということは、もちろん流域委員会の了解も得て書かれたということですから、河川整備計画に書かれたことをもって社会的合意が成り立ったのだということですか。それはその前に流域委員会でさんざん議論をして、対話集会でさんざん対話もして、その結果として書いたのですから、社会的合意が成り立ったものが河川整備計画に書かれているのだとお考えだということなのではないでしょうか。そういう意味なのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

ちょっと難しい、よくわからないところがあるのです。

100%の合意は無理だと我々は思っています。それで、そのために一生懸命やっていくという話だと思います。要は、そういうことを我々はやっていきますよということなのです。そこは多分ご理解頂けるのだと思います。

今は、正直申し上げられるのはそういうことですが、我々はこれから一生懸命いろいろところで説明していくつもりですし、いろいろところでこれについて話をしていきたいということなのです。

田中哲夫委員

よろしいですか。

本多委員

まだわからないのです。河川整備計画に書かれたら、もうそれは合意を積んできた、100%ではないけどもいろいろ合意を積んできてようやく書けたのですから、書かれたことは合意があることなのだという判断なのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

結局、そこは合意というラインがあるのかもしれませんが、ある一定の合意があるのだということだと思えますね。

本多委員

ですから、河川整備計画に一応もう書けたということは、全くの100%ではないけども、

取り敢えずいろいろな意見を頂いて合意というか、書けるところまで来たのだと、努力してきたから一応書けたということ合意の基準にしたいという意味ですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

その時にそういう判断があるということだと思います。

松本委員

今のところなのですけども、基本的に、河川整備計画に載せたことについて、流域委員会の考え方と真っ向から違う、どうしても合意できてないという場合があります。現在はまだこれから訂正していく段階の河川整備計画の案です。ですから、その段階でどうしても流域委員会と河川整備計画をつくっている側の河川管理者と意見が合わないという時に、最終的に流域委員会がうんと言っていないことが河川整備計画に書かれることはないのです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

それは、私どもは流域委員会にも話しますし、地域住民にも話しますし、地方自治体にも話すという、一生懸命話していくということなのです。そういうことをやっていく過程において、いわばその三者なら三者が、皆さま違うことを言うということはある意味想定してないのです。皆さまがこんなことはやるべきではないという話ならば、当然それは書けないと思います。

松本委員

ですから、流域委員会全部が全く1つの案でまとまれるかどうかはわかりませんが、過半数の人間がその河川整備計画の内容はおかしいとした場合ですね。その場合でしたら、当然河川整備計画に書けない、盛り込めないということによろしいのです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

そういう状況に限りなく近いと思います。現実的には多分あり得ないと思います。流域委員会が完全に社会から遊離しているような話でない限りにおいてはあり得ないと思いますので、そういうことだと思います。

本多委員

そうしますと、仮に見直しということで検討されていますけども、見直しの場合は見直しして、また流域委員会や地域の住民に意見を聞いて決定すると書かれていますよね、実施段階になる。

ということは、その時の決定というのも同じような手続を踏んでやっていくということの意味しているのです。今の河川整備計画をつくるのと同じように、今度は見直し案を決定にする時も同じような手続を踏んでまたやっていくというようなことよかったです。

すかね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）
そうです。

本多委員
そうですね。ありがとうございます。

細川委員

尼崎市の住民なので、そのことでお伺いしたいのです。尼崎市の場合は、水利権の更新について、1年検討した上で申請をし直すと伺ったわけです。

現状の尼崎市というのはかなり、いろいろな福祉サービスもいろいろ切り捨てられて大変厳しい経済の状態なのですが、工業用水道を引き受けて、その上にまた余野川ダム建設費用まで受け持つというのは、現実的にそんなお金はないだろうという感じがあるのです。

逆に今度は、もし尼崎市が工業用水道で十分事足りるので余野川ダムの水はもう要らないですと言った場合、これは当然河川管理者の方は大変な迷惑ということになると思いますが、その場合、尼崎市の運命はどうなるのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

ちょっと話が複雑なのですが、尼崎市が余野川ダムに参画しているわけではなくて、阪神水道が参画しているという状態があります。ですから、尼崎市がもしも要らないという時に、阪神水道がそちらからもらうという、その時にもろもろの状況があるわけですね。そのもろもろのことが成立して初めてそういう状況になったことにおいては、我々サイドと尼崎市とはそこには何にもないと言ってよいのだと思います。そこは、尼崎市と我々はその意味においては多分関係ない、関係ないと思います。阪神水道と私どもダム事業者といますか、との関係が出てきます。

田中哲夫委員

社会的合意、それからダムの有効性についてだれが判断するのか、一番大きな問題なのです。

流域委員会の意見を最大限尊重し、住民の意見も聞き、或いは行政では強烈的な推進の意見も出てくるかもしれませんね。例えば大津市長から要望が出ていましたし、あちこちから出てくると思います。

その時にだれがどう判断するのかということ、先ほど本多委員、松本委員が突き詰めていましたけれども、最大限三者の意見、それからその論理性とか必要性、将来に向けての展望を含めて、最終的に判断するのが河川管理者というのはフローチャートの中にも出ているわけで、そこは侵せないのです。

そのところは本多委員も松本委員も、決定権の図というか、それを最終的には河川管理者が持っているというところはちゃんと認識していらっしゃるね。それで、河川管理者の方も認識していらっしゃると思います。それ以上は突き詰めようがないような気はするのです。

社会的合意、或いはダムの有効性については流域委員会の中で、こういうことも考えてみたら理屈がひっくり返るのではないかという項目、今この河川整備計画の中の大きな項目、小さな仕掛けについて、これを検討して下さい、こういう方面からも検討して下さいという意見を出して、より真実に近いというか、社会的合意に達するような状況にするというのが流域委員会の使命だと思います。

あと、細川委員は阪神水道、利水のところにも少し踏み込まれましたけれども、資料2-2の3ページ、「2. 余野川ダムの見直し案」、「3. 利水について」、「4. 下流部分の事業（環境、治水、利用を総合的に）」の緊急堤防のこと、全部含めまして、何か意見がありましたら、委員の方、お願いします。

本多委員

ちょっと先ほどの話に戻って申し訳ないのですが、社会的合意の問題について、これは住民対話集会を開くということで、今後どう開くのかということも検討が来週か今週にされる予定になっていますけれども、実は余野川ダムの住民対話集会が今週の土曜日でしたかね。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

はい、土曜日です。対話集会ではなくて、先日の流域委員会でダムの説明をしましたので、流域の方にその説明をするというのが土曜日、川西市で開催する予定にしております。

本多委員

では、それは、我々が提言で出した住民対話集会ではなくて、いわゆる説明会という位置付けなのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

はい、説明会という位置付けです。意見を頂くというのですか、質問も頂くという形になります。

本多委員

はい、わかりました。

そしたら、将来提言に基づいた対話集会というものを開かれると思いますので、1つお願いしたいことがあるのです。

今回、河川管理者が説明会をやられるということは、委員であっても知らなかったことがあったり気づかなかったりして、今日もそれに関わる資料が何か、宣伝物が1枚でも出

ているのかなと思ったらそれもなかったようなので、済みませんが、やはりそういう情報というのは、もっと皆さまにわかるように、また委員にもわかるように出して頂きたいのです。今回は説明会ということですが、住民対話集会というのは非常に重要なことでもありますので、周知徹底というのをいろいろな形でして、もちろん新聞折り込みもされるのかもしれませんが、私たちにもわかるようにして頂いて、ホームページもあるということはわかっておりますが、私もそれを見て気がついたのですが、できるだけ、こういう委員会の中で出して頂いたら多くの方が傍聴にも来られていますので、例えば対話集会を開く時には、何カ月前には予定を立てて広報するというくらい丁寧な開催をやはりして頂きたいと思います。これはひとつよろしくお願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

別に返事ではないのですが、新聞折り込みもやりましたし、それからいろいろなご意見を頂いたところに、前回第1稿の説明会を開いた時に来て頂いた方とかには直接ご案内をして、いろいろさせて頂きましたが、少しそういう至らぬところがあったのかも知れません。引き続き、またPRに努めていきます。

本多委員

委員会にも資料を下さい。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

いろいろ広報のやり方とか、広くPRするように努めます。

あと、対話集会はファシリテーターの方をよろしく願いできたらと思います。

畚野委員

いろいろ私も意見を出しましたが、1つだけちょっとお願いしておきたいのです。

今日の資料2-2の11ページの質問No.4の1だけ、ちょっと見て頂きたいのです。先ほどこから、一庫ダムから余野川ダムへ利水目的で振り替えという話が出ておりまして、それにつきましては私、口頭では質問を申し上げたこともあると思いますが、両方の流域の雨量というのが、山1つ越えただけでどのくらい違うのか、一庫ダムでも湧水で苦労しているということだったら、余野川へ振り替えても同じではないかという単純な発想なのです。

両方の流域の面積を掛けてどのくらいというのは、余野川ダムの工事を始めてからでも統計的にデータをかなりとっておられると思いますので、一庫ダムと、その同じ時期に実際どのくらい雨が降ったという実情のデータをできたら出して頂いたらということなので、よろしくお願いいたします。

田中哲夫委員

お願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

要は、一庫ダム流域の降雨の生データと、余野川流域の降雨の生データということですね。

畚野委員

直接対比できるデータをお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

対比できるようにということですが、生データという形になります。では、準備ができていませんので、それはまた後日ということを出させていただきます。

田中哲夫委員

そうしましたら、本当に一庫ダムと余野川ダム、利水に貯める可能性があるのかというバックデータというのは、利水としてこれだけ容量があるけれども、それが有効に活用できる時は20年に1遍ではないかとかいう話があるかもしれませんので、そういう具体的なデータをもとに考えていきたいということです。それに似たたぐいのもので、こういうデータを出して欲しいとかいうのがありましたら具体的に出して頂きたいのです。

それから、私と庶務の方が資料2-2の2ページ、3ページ、2枚にまとめましたけれども、それ以外に各委員の方から個別の意見が出ております。これは何で落としたのだ、けしからんといって宣言したいという項目がありましたら、ここでオープンに出して頂いて、出せる資料は出して頂きたいという要求をしていきたいと思えます。

松本委員

先ほど本多委員がおっしゃった府営水道との代替の話で、河川管理者が府営水道の安全度の問題があるとおっしゃいました。その府営水道の安全度に関わるデータというか資料を是非お願いしたいなと思えます。何故安全度が怪しいのかという辺りの資料をお願いしたいなと思えます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

はい、可能です。

田中哲夫委員

他にはありませんでしょうか。

今すぐ出なくても、この河川整備計画の第2稿、第3稿にわたって、また8月の末か9月に改訂がなされるわけですけれども、その中にやはりダム、或いは狭窄部、それに関連する資料で、ここが知りたい、これはこういう代替案がないかという極めて具体的なところの項目ですね、大きな項目、或いは小さな項目、具体的な資料をこう出して下さいと

言って頂きたいと思います。それを第3稿で改める時に客観的な資料としたいと私が思っているというか、この流域委員会が思っていると思いますので、庶務の方を経由して、米山部会長、池淵部会長代理、或いはワーキングをやっております私の方に届くようにして頂ければ、汲み取れる部分は汲み取っていききたいと思います。

松本委員

済みません。「4. 下流部分の事業(環境、治水、利用を総合的に)」等についても、全部含めて今ここで言わせてもらってよいですか。

田中哲夫委員

どうぞ。

松本委員

済みません。25日に間に合わせられなかったので、資料2-2の補足というところに書かせて頂いているのですが、私自身が十分、今まで配付された資料全体に目を通して調べていないので、ここを見たらわかるということがあればすぐ答えて頂ければと思っています。

第2稿の9ページ、「(2) 住民との連携・協働」の河川レンジャーの活動拠点について、既存の施設を利用していくということになりますけれども、猪名川流域の場合の既存施設というのはどこになるのでしょうかというのと、その場所というのは全体の流域から考えるとどうなのか、新たに拠点を設置する方向というのは全くないのかという辺りはいかなるものなのでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 上下)

まだ確定はしておりませんが、私どもが考えておりますのは防災ステーションです。12.6kmというと、右岸側の一番上流端、川西市で、今防災ステーションの敷地はできているのですが、現在そこを1つの拠点にしようかと考えております。

まだ何もできておりません。敷地だけができているということです。これからそこを、やはり防災ステーションとコミュニケーションがとれるということで、そこが一番よい拠点になるのではないかなという考え方を今持っているだけです。

松本委員

既存の施設ではなくて、川西市の、その場所はどこでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 上下)

防災ステーションです。

松本委員

防災ステーションというのは川西市のどの辺りになるのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 上下）

川西市、今、新しい加茂井堰がありますね。その上流の、要するに府県の県境というのですか、私どものところの直轄と指定区間との境の直下流で、私どもの管理区間です。

松本委員

加茂井堰の近くということによろしいでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 上下）

加茂井堰の上流部分ですね。池田市古江の取水施設がありますね、その対岸です。

松本委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 上下）

一番上流端です。今、丸された反対側、右岸です、今のは左岸ですから。そこです。そこを考えております。

私どもの施設というのは、現在私どもの事務所と下流の出張所しかありませんので、川の沿川といえますとそこが拠点になると思います。

松本委員

引き続き、よろしいでしょうか。

第2稿の20ページの10行目なのですが、下加茂地区を検討するという段階なのですが、今無堤地区の築堤作業がずっと進んでいるところで、余野川との合流地点の辺りから少し下手になるわけです。

この辺りの河川改修、堤防の、非常に人工的な河川構造にしているため、是非ここは修復して頂きたいと確かに思っているところなのです。その工法とかはどういう意見を入れてどのようにしていくのかという、どこまで現時点で想定されているのかわからないのですが、20ページの10行目と入れさせてもらっています。たしか以前出ていた資料の中にも幾つかモデルがあったのかもしれませんが。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 上下）

この青いファイル、個票がありますけれども、左上の環境-13の、色版で示した内容です。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

委員席に置いている濃い目の水色のファイルです。環境-13です。

河川管理者(近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 上下)

環境-13。高水敷が現在このように、水辺のところどころがどんと落ちているところがありますので、水域と陸域の分断が今なされていると思います。その修復した結果が、冠水というのですか、水域と陸域の分断をなくそうと、こういう状況に戻りたいという検討です。

まだポンチ絵くらいしかありませんので、これから検討してまいりたいと思っています。

服部委員

私の担当は「追加すべき記述について(外来種対策、河川敷利用等)」ということで、私は大分前にファクスを一応送ったのです。これは田中委員の判断で落としたということですか。

田中哲夫委員

そのようなことはありません。実は届いてなかったのでしたかね。

庶務(三菱総合研究所 新田)

済みません。ちょっとこちらの受け取りミスで掲載できなかったようで申し訳ないです。

田中哲夫委員

探して検討いたします。

第2稿に対する質問、ダムの見直し案、狭窄部、主に今日はこの2つについて議論しました。非常に大切な2つの部分だと思いますけども、その部分に関する委員の間の議論、それから河川管理者側からの説明というのは、まだ継続しますけども、一応今日はここで終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

最初お約束の時間は8時までになっておりましたので、今後の予定よりも前に、まず傍聴者、一般の方からの意見を頂きたいと思います。

米山部会長

はい、わかりました。

田中哲夫委員

これから以後はまた米山部会長にお返しします。今日の議論の部分に関しては一応これでストップ、まだ継続するというにしたいと思います。

米山部会長

それでは、一般傍聴者の方のご意見を伺いたいと思います。

但し、これはこの流域委員会に対しての発言でして、当局についての質問その他は事務局へ聞いて頂くという形にしたいと思います。ですから、この流域委員会について何かご

意見がありましたらご発言を頂きたいと思います。

傍聴者（合田）

気象協会の合田と申します。

格式ある先生を前に低次元の話も、しにくいのですけれども、そういう意味で前回もちょっとしゃべらせて頂いて、社の中でおまえ後ろに下がっておけということで、ちょっと我慢していたのです。実を申し上げますと、私ども、私自身もそうなのですけれども、防災思想の啓蒙ということですずっと何十年間やってきたわけなのですけれども、委員の方々の発言に対して、2点、ちょっと私の意見を言いたいのです。

今本委員がおっしゃるような形で、委員会が締めくくりにかかっていますので、私もとやかくあまり言いたくないのですけれども、ある意味では、日本というのは本当に災害が起こって初めて何か事業が起こるとか、やはりそういうのが現実かなと、やはりそれしかできないのかなと感じています。災害が起こる前にこういう対策をとるのだという、そういう何かを私はある程度期待していたわけです。

手前みそで悪いのですけれども、10数年前、阪神大地震が起こった時も数年前から関西地区は危ないですよということを一生懸命啓蒙して、文書にして、いろいろなものを出したわけですね。ところが、やっていた中心人物の方は、日本の予算の仕組みで東京の先生方とか東京のいろいろな人たちの力で東京の関東大地震が危ないということで莫大な予算がついたために、関東大地震が日本の中で非常に危ないと思われていました。ところが、関西圏はポテンシャルが非常に高かったにもかかわらず、発言が変わって予算がつかないためにそういうものがあって、私は神戸市長の方まで、いろいろな人を通じて危ないですよと盛んに言った時期があったのですね。

そういう意味で、今、気象現象が大きく変わろうとしているという中で、この委員方の前で、本当に今の気象の変化をどうとらえていくかということを実際に考えて頂かないといけないと思います。

災害の予知という意味は、人間が流されたり、いろいろな事故が起こったり、土砂災害とかありますけれども、現実問題として94年の災害も伊丹空港でもそうですけれども、空港が土砂降りになってどうにもならない状態があったり、去年の9月でさえ、猪名川のすぐ外れた夙川が釣り客の方が流された人命事故があるわけですね。

やはり人間の命を守るためにいろいろな手だてをする事業だと私は思っているわけなのですけれども、そういう面と違う世界だというような感じがずっとしていたので、実を言うと、眠たい委員会だなと思っていたわけです。

今、農業関係の委員が発言されたのですが、実は私もいろいろな事情があって、どうしても家の中で農業を手伝わないといけなくてやっているわけです。そこで私自身、30数年前も畑をちょっとやっていたので、今、どのようにして田んぼの中の草を取ったらよいか、虫をどうしたらよいか、これは自然との闘いの中で、ある人はかまを使って、数日間とか、いろいろな人海戦術でやっているのですけれども、現実問題、私もびっくりしましたけども、田を植えた途端に、すぐ除草剤をまくわけですよ。芽がある程度の位置まで

水と重なると、除草剤が芽をやっつけてしまいますから、水位の変化があったら困るわけですね。

そういうことを私はつい最近経験して、自分もやっているわけですが、今、農家の方々の年齢が80歳になって、だれもやらない中で、私も除草剤を使うことに対して非常に抵抗を昔から持っていますし、今も持っていますし、農協サイドでどんどん推薦するのだけれども、そういう水の変化があっては困る、水を入れても困る、流れても困るといわれています。私らに今できることは、除草剤がいっぱい入った田んぼの水を外に出せないための対策を家内と一緒にやっているわけです、現実的に。

そういう今の農業環境をここの委員方は非常に高い次元で話をされるものですから、本当に今の農家の方々がどういう作業をやっているのかご存じないのだと思います。私は実際、箕面の山の中の農家の方がどういう農作業をしているか知りませんが、今一番、嫌がっているそういう問題を抱えながらやっているということ、やはり実感として持って頂きたいということ、一言述べさせていただきます。

済みませんが、よろしくお願いします。

傍聴者(千代延)

吹田市の千代延と申します。

今日はどなたか委員の方から、できることとできないことをはっきり言った方がよいのではないかというご意見がありましたが、非常に私はそれに共感を持ったのです。治水ということになりますと、常に命と財産と同じように並列してセットで言われます。ところが、命と財産といったら、命の方がはるかに重いと思うわけです。

この一連の委員会の提言、或いは国土交通省の河川局の整備計画案(第2稿)を見ておきますと、堤防を強化して、あふれて水害になるのはやむを得ないけれども、堤防が絶対に決壊しないように強くしていくということが書かれておりますが、非常に私はその方向がよいと思います。

つまり、あふれるのであればその間に避難するとか、いろいろなソフトで人の命ということにそう大きな被害は起きないようにできると思います。しかし、財産についてはある程度、床下浸水、床上浸水、いろいろなことがあっても、気象のことは全て100%予想できないわけですから、国民も国土交通省に水害に対して予防対策を何でも全てやって頂くというようなことを期待するのは無理なのですね。

このことは環境の負荷の問題からも、また特に最近では財政面からもそういうことは期待できないという状況に大きく変わってきていますので、やはり普通の市民の自己防衛、自助努力が必要ですね。例えば、保険の住宅総合保険ですか、私も保険屋ではないですから詳しいことはわかりませんが、やむなく被害を受けた場合にはいくらか保険でカバーするとか、そういうこともして当然で、何でも全て、国土交通省に依存するというのではなく、意識の切りかえをしなければならぬと思います。

長くなりますからやめますけれども、治水につきましては、命と財産というのを同じような重さで考えずに、それぞれ対策を別といたしますが、レベルを変えて考えるという発想

も入れて議論して頂きたいと思います。

米山部会長

それでは時間がたちますので、この辺で一般からのご意見はおしまいにさせていただきます。恐縮です。

それでは、今後のスケジュールについては、これから庶務の方で今の現時点での計画を報告して下さい。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、簡単に今後の予定を説明させていただきます。

資料2-1の2ページ目に進め方案ということでフローを書いております。まだ先の話は決まってはいないのですけれども、今日の猪名川部会の後としましては、次に7月12日の委員会がありまして、ここでは主にテーマ別部会からのとりまとめの報告があり、これについて議論するという事になっておりますので、地域別部会については庶務の方から簡単に今の状況を説明するという事になる予定です。

その後、7月の下旬に猪名川部会につきましては現地視察を含んだ検討会というものを予定しております。今、皆さまにご都合をお伺いしておりますので、そちらの結果をとりまとめ次第、部会長とご相談して日を決めたいと思っております。これは1日かけて現地を見ながら、その後、少し検討会を行うという予定になっております。

以上です。

米山部会長

それから先ほど配って頂きましたけれども、「お聞かせ下さい、猪名川への思いを」、これは余野川ダムに関する意見交換会というのが7月5日土曜日の午後1時半から4時まで予定されております。これもできればご参加頂ければ、委員の皆さまも参加頂ければありがたいと思います。私もできれば行きたいと思っております。

7月12日の委員会でテーマ別部会のとりまとめの報告がありまして、それを受けた形で、その後、現地視察と検討会がありますので、その辺りでだんだん私どもの部会のこういうことを、第2稿に対してのコメントとしてきちっと整理していくということに向けて収れんしていきたいと考えております。ただ、まだ7月下旬になってからでないと、その後、どのように展開するかよくわかりませんが、最終的には9月5日に地域部会の検討内容を報告するという事になっておりまして、これが全体会議ですから、この時までには猪名川部会としての意見をはっきりとりまとめておかなければいけないということになっております。

そういうことで、夏休みがなくなりますが、ひとつよろしく願いいたします。

それでよろしいですね。では、今日は大変長丁場になりまして、おなかが減ったかもしれませんが、勘弁して頂きたいと思っております。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

あと、ちょっと庶務から事務連絡をさせて頂いてよろしいですか。

委員の方々にお願いなのですが、先ほど言いましたように、7月後半のご出欠というかご都合伺いを昨日の締め切りで聞いていたと思いますが、まだちょっとお返事を頂けてない方が多いので、できるだけ猪名川部会の方はお早目に、ここ1、2日中にお返事を頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

また、説明会のチラシですけれども、一般の方々には受付に閲覧用を用意しておりますので、そちらをご覧頂ければと思います。

現在、第2稿、第1稿、これまでに出了された説明資料について、もしこの箇所はどういう意味かという質問があれば庶務まで文書でお寄せ下さいということは以前にファクスでお送りしておりますので、そういうことがありましたら、またお寄せ頂ければと思います。

よろしくお願ひします。以上です。

米山部会長

それではこれで閉会にしたいと思ひます。長時間ありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは、猪名川部会をこれにて終了いたします。どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することを伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。